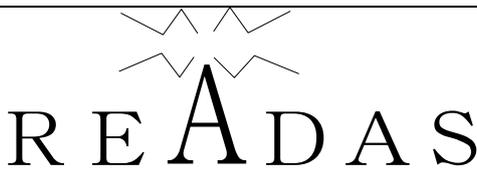


第 5765 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月 1日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 類似業種比準方式の改正

Q：類似業種比準方式の算式が改正になったようですが、その他に変わったところはありませんか？

A：1株当たりの資本金の額等が変わりました。

【解説】

類似業種比準方式とは、非上場会社の株式を評価する方法の一つで、評価する会社と類似する業種の上場会社の平均株価に評価会社と類似業種の①1株当たりの配当金額(B,b)、②1株当たりの利益金額(C,c)及び③1株当たりの純資産価額(D,d)の比準割合を乗じて、株式の価額を評価する方式をいいます。

$$\text{類似業種の株価} \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right)$$

この配当金額、利益金額、純資産価額は、これまで1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額として算出していましたが、平成29年度の税制改正において、連結決算をしている会社は連結決算数値を用いることとなったことから、1株当たりの資本金の額等(資本金の額及び資本剰余金の額の合計額から自己株式の額を控除した金額)を50円とした場合の金額として算出することとなりました。

